

「経営革新」

してみませんか？

「経営革新」とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいいます。

新事業活動とは、1. 新商品の開発又は生産、2. 新役務の開発又は提供、3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入、4. 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のことを指します。

中小企業者及び組合等が、単独又は共同で行おうとする経営革新に関する計画（これを「経営革新計画」といいます。）を作成して県に提出し、その内容について「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき承認を受けた場合は、主に次のような支援策を利用することが可能になります。

（中小企業庁作成「今すぐやる経営革新」より抜粋）

主な支援策

政府系金融機関による低利融資制度

日本政策金融公庫では、中小企業者に対して事業に必要な資金を低利・長期・固定で融資しています。

経営革新計画に基づく設備資金及び運転資金について、金利面などで優遇しています。

注意！

経営革新計画の承認は支援を保証するものではないため、経営革新計画の承認後に別途審査があります。経営革新計画の承認申請と並行して、関係機関に相談しておくことをおすすめします。

信用保証の特例

信用保証制度とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等については、① 普通保証等の別枠設定と② 新事業開拓保証の限度額引き上げがあります。

- ① 普通保証等の別枠設定とは、経営革新計画の承認事業に対する資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠を設けています。
- ② 新事業開拓保証の限度額引き上げとは、経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの（研究開発費用）について、付保限度額を引き上げています。

通常 2億円→3億円

組合 4億円→6億円

注意！

他の支援策による特別枠をすでに利用されている場合は、利用可能な枠が制限される場合があります。経営革新計画の承認は支援を保証するものではないため、経営革新計画の承認後に別途審査があります。

中小企業投資育成株式会社からの投資

原則、資本金の額が3億円以下の株式会社が、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることができますが、経営革新計画の承認を受けることにより、原則では対象外となる資本金の額が3億円を超える株式会社等も対象になります。中小企業投資育成株式会社に相談・申込み後、審査を経て投資の可否が決定されます。それによって、自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます。

特許関係料金減免制度

特許関係料金減免制度は、経営革新計画における技術に関する研究開発の成果に係るもの（当該経営革新計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限り）について、特許関係料金が半額に軽減される制度です。

対象となる特許関係料金は審査請求料と特許料（第1年～第10年分）です。

経営革新計画の承認手続き

(1) 県担当部局等への問い合わせ

まずは山梨県産業労働部成長産業創造課へ、申請手続きの方法、申請書の様式、各種支援策等についてお問い合わせください。（担当職員が経営革新計画の内容を伺い、申請要件に合致するか、希望する支援策が経営革新計画の承認を取得した場合に用意されているか等を検討いたします。）

成長産業創造課の他、(公財)やまなし産業支援機構などの中小企業支援機関でも相談の受付ができます。

(2) 申請書の作成

申請書（「経営革新計画に係る承認申請書」と言います）の様式は、山梨県産業労働部成長産業創造課のホームページからダウンロードすることが可能です。記入例を参考にし、申請書様式に従い作成してください。

(3) 申請書を提出

山梨県産業労働部成長産業創造課へ申請書を提出してください（郵送又は持参）。その際、以下の書類も添付してください。

- 申請書
 - 定款の写し（法人の場合）
 - 最近2期間の営業報告書又は事業報告書
- ※ これらの書類がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類
- 最近2期間の確定申告書類一式（税務署の受付印のあるもの）、貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費計算内訳書を含む）
 - 登記簿謄本（法人の場合）
 - 申請者および事業に関する概要説明書
 - 新たな取り組みの内容に関する参考資料（新商品のカタログなど）

(4) 経営面における計画内容の妥当性調査（経営事前診断）

審査会を開催する前に、申請書に基づき決算内容及び計画の妥当性について経営診断を行います。

経営診断は、(公財)やまなし産業支援機構の職員（中小企業診断士等）が申請者を直接訪問して行います。

(5) 審査会

中小企業診断士や税理士、技術系の県職員等の審査員で構成する審査会において、申請者が経営革新計画について説明（プレゼンテーション）を行います。審査員は経営革新計画の内容について質問を行い、承認に値するかどうかを審査いたします。

(6) 承認・不承認の決定

審査会の審査結果を参考に、山梨県知事が経営革新計画の承認・不承認を決定します。

【お問い合わせ先】

山梨県産業労働部 成長産業創造課 新市場獲得・経営革新担当 望月
TEL：055-223-1544 mail：mochizuki-amgm@pref.yamanashi.lg.jp